

役員等報酬規程

社会福祉法人あいのわ福社会

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人あいのわ福社会（以下「当法人」という。）定款第6条、第8条、第22条、第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、相談役、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長等の報酬については、別表第1に定める額
- (2) 理事・監事・相談役の報酬については、別表第2に定める額
- (3) 評議員の報酬については、別表第3に定める額
- (4) 評議員選任・解任委員の報酬については、別表第4に定める額
- (5) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者は役員等報酬規程を適用せず、その給与・処遇は当法人の給与規程に準ずる。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給は、毎月25日に本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程第4条に準じた日とする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに理事長等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の理事長等報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、理事長等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(付則)

- 1 この規定は、平成29年4月1日より施行する
(本基準施行に伴い、旧役員等報酬規程は廃止する)
- 1 この規程は、平成30年4月1日改正
- 1 この規程は、平成30年12月1日改正
- 1 この規程は、令和4年7月1日改正
- 1 この規程は、令和7年4月1日改正

別表1 (理事長等)

	報酬月額 (通常交通費を含む)	報酬年間総額 (通常交通費を含む)
理事長	200,000円	2,400,000円
常務理事	給与規程により支給	

別表2 (理事・監事・相談役)

	報酬日額 (通常交通費を含む)	報酬年間総額 (通常交通費を含む)
理事	10,000円	2,000,000円
監事 (理事会等出席)	10,000円	600,000円
監事 (監事監査出席)	30,000円	
相談役	10,000円	200,000円

別表3 (評議員)

	報酬日額 (通常交通費を含む)	報酬年間総額 (通常交通費を含む)
評議員	10,000円	2,000,000円

別表4 (評議員選任・解任委員)

	報酬日額 (通常交通費を含む)	報酬年間総額日額 (通常交通費を含む)
評議員選任・解任委員	10,000円	200,000円